

地下水汚染の拡大の防止技術公募要綱（第 4 回）

東京都（以下、「都」という）では、持続可能な土壤汚染対策を実現するため、「土壤の 3R」を考慮した土壤汚染対策を推進しています。一方、中小事業者の工場等の跡地で、高濃度の土壤・地下水汚染が確認された土地においては、狭あいであるために、広さに余裕がある土地と比べて対策が高コストになりやすいのが現状です。その結果、資力が十分でない中小事業者には負担が大きく、土壤地下水汚染対策が滞り、土地の利活用が進まない例があります。

そこで都では、狭あいな土地で施工が可能であり、低コストで効果的な地下水汚染の拡大の防止技術について、確立・普及を図るための支援事業を実施してきました。令和 5 年から 3 回にわたって対象となる技術を公募し、合わせて 23 技術を認定しています。

これまでは、廃止後の工場跡地等における技術を対象としてきましたが、今年度は、より幅広い支援を実現するために、操業中の工場等に適用できる対策技術を新たに募集します。

操業中の工場等で、高濃度の土壤・地下水汚染が確認された土地における、狭あいな土地で施工できる低コストで効果的な地下水汚染の拡大の防止技術を、下記のとおり募集します。

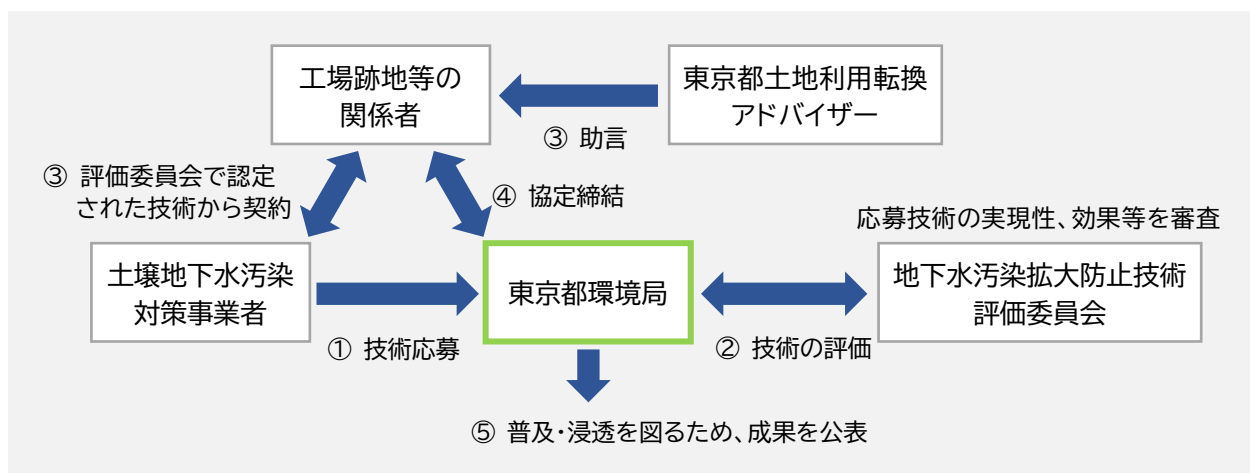
記

1 事業の概要

本事業は、汚染が確認されている中小事業者の工場等において、掘削除去によらない技術により土壤地下水汚染対策を実施し、当該技術の効果等を検証、公表することにより、「土壤の 3R」を考慮した土壤汚染対策の普及を図るものです。事業は以下の流れで進めていきます。

- ① 実証に用いる技術を公募する
- ② 応募された技術について、都が設置する地下水汚染拡大防止技術評価委員会において実効性等を評価し、有効な技術を「技術メニュー」として認定する
- ③ 工場等の関係者（中小事業者、土地所有者、土地購入者等）が、東京都土地利用転換アドバイザーの助言を受けながら対策内容を検討し、認定された技術メニューから当該地に最適な技術を選択し、工場等の関係者と技術を持つ対策事業者が個別に契約して、対策工事を実施する
- ④ 対策工事に係る費用は、都と工事の発注者の間で協定を締結し、協定に基づき、1 件当たりの上限 3,000 万円まで都が負担することとし、対策の実施後に都から工事の発注者に支払う
- ⑤ 実施した対策工事について、内容を取りまとめて一般に公表し、普及・浸透を図る

【本事業のスキーム】



2 公募条件

条件は特にありません。都外の方でも応募できます。

3 公募対象技術

操業中の工場等が存在する狭あいな土地でも施工が可能であり、掘削除去のみによらない、東京都土壌汚染対策指針に定める措置に対応した土壌地下水汚染の拡大の防止技術（原位置浄化、透過性地下水浄化壁、封じ込め、不溶化等）が対象です。

なお、想定する汚染の状況及び対象地の概要については、別紙「公募対象技術における土地の条件」のとおりです。

4 措置の目標

汚染土壌を全て除去・浄化することが目標ではなく、第二溶出量基準又は第二地下水基準を超過している区画について、要管理区域相当にすることを目標とします（第二溶出量基準超過を第二溶出量基準適合にする等）。

5 技術の認定方法

(1) 評価方法

都が設置する地下水汚染拡大防止技術評価委員会（以下、「技術評価委員会」という。）において、プレゼンテーションを行っていただきます。応募された技術は、以下の視点により評価し、有効と認められれば認定します。なお、技術評価委員会に当たり、必要に応じて応募者へのヒアリングや追加資料の提出を求めることがあります。

ア 技術の適用性【必須項目】	・対象範囲、対象深度、対象の汚染物質（「公募対象技術における土地の条件」）を対策措置できるか ・狭あいな土地（数百㎡程度）において実施可能か ・東京都土壌汚染対策指針に適合する方法か
イ 費用・施工期間【重要項目】	・施工費用総額（イニシャルコスト＋ランニングコスト）が、掘削除去と比べて安価か ・短期間で工事を終了できるか（効果の検証期間を除く、現地施工の完了までの期間）
ウ 周辺環境配慮・工夫等【付加項目】	・騒音、振動及び悪臭の発生抑制、交通への影響等、周辺環境に配慮されているか ・その他、他の技術と比較して工夫されている点、新規性など

(2) 結果通知

技術評価委員会において審査及び評価を行います。結果は応募者全員に対し、書面により個別に通知します。また、認定された技術については、概略を都のホームページ等で公表します。

6 スケジュール

募集期間	令和 7 年 6 月 30 日 から 令和 7 年 8 月 15 日まで
応募者による説明	令和 7 年 9 月（予定）
評価結果の通知	令和 7 年 10 月（予定）
評価結果の公表	令和 7 年 10 月（予定）

7 応募手続き

(1) 提出書類

ホームページに掲載した様式を用いて作成して下さい。

- ・地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書
- ・技術概要
- ・提案技術概略記載シート

その他

- ・応募する技術を紹介したパンフレット等
- ・地下水汚染拡大防止技術評価委員会での説明資料
(Microsoft PowerPoint によるもの、10 枚程度)

(2) 提出方法

直接持込み、郵送又はメールにより提出してください。

直接持込み及び郵送の場合は、電子データも併せて提出してください。

(3) 提出先

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課

地下水汚染拡大の防止技術 公募担当者宛

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第二本庁舎 20 階北側

メールアドレス S0000626@section.metro.tokyo.jp

(4) 公募期間（受付期間）

令和 7 年 6 月 30 日（月曜日）から令和 7 年 8 月 15 日（金曜日）まで

※ 直接持込みは、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とし、事前に下記問合せ先に連絡のうえ来庁してください。

※ 郵送は、公募期間中に到達するように発送してください。

8 その他

本公募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

認定された技術の実証にあたり、東京都土地利用転換アドバイザーから技術に関する情報提供を求められた際は、ご協力いただきますようお願いいたします。

9 公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当者宛に電話又はメールでお願いします。ただし、審査の結果等に関する問合せは応じられません。

（問合せ先） 東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課

「地下水汚染の拡大の防止技術の公募」担当者

電話番号：03-5388-3430

メールアドレス：S0000626@section.metro.tokyo.jp

地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

地下水汚染の拡大の防止技術として、以下の技術を応募いたします。

技術の名称	
技術の対象物質	
想定する汚染の詳細及び対象地の状況 ※1	ケース⑨ ・ ケース⑩ ・ ケース⑪ ・ ケース⑫ ケース⑬ ・ ケース⑭ ・ ケース⑮ ・ ケース⑯ (汚染の想定状況及び対象地の概要等の設定を別紙____のとおり変更して申請します。) ※2
ケース①から⑧に適用できる場合	ケース
施工方法	申請書別紙____のとおり
施工費用	申請書別紙____のとおり
施工期間	申請書別紙____のとおり

連絡先	所 属 : 氏 名 : 電話番号 :
-----	--------------------------

※1 可能な施工条件に○をしてください。

※2 東京都が設定した汚染の状況及び対象地の概要の条件が、設定を変更することで施工が可能な場合、変更した条件を別紙に記載ください。

(日本産業規格A列4番)

申請書別紙

1 施工方法

施工技術の概要※ ¹	
施工手順	
施工平面図	
施工断面図	
効果測定結果※ ²	
施工時の環境対策	

※1 施工技術の概要は、施工技術の特徴や原理を記載して当該技術により地下水の汚染がどのような方法で拡大防止できるかを記載ください。

※2 効果測定結果は、自社で施工した結果や実証結果を記載ください。（2年間モニタリング測定結果や原位置浄化結果等）

※3 必要に応じて図面等を添付してください。

申請書別紙

2 施工費用

施工内訳	施工費用	
	税抜き	税込み
合計		

- ※ 別紙 1 施工手順で記載した工種ごとに記載してください。(別紙でも可)
- ※ 施工手順が書ききれない場合は、行を追加して記載ください。
- ※ 施工費用は、直接工事費と仮設費、その他諸経費を分けて記載してください。

3 施工期間

施工手順										

- ※ 施工手順をガントチャート形式で記入してください。(別紙でも可)
- ※ 施工手順及び期間が書ききれない場合は、行又は列を追加して記載ください。